

提案提出元	KDDI 株式会社
-------	-----------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p><b>周波数オークションを導入する際に検討すべき論点として、別紙1に掲げる事項に追加すべきものとして、次の事項を提案します。</b></p> <p>(ア) 日本に特徴的な市場や産業、地理的環境等を踏まえた、今後の携帯電話産業の発展を目指すオークション制度の形態</p> <p>(イ) オークションの対象とする周波数について、将来(中長期)に渡って対象となる周波数を予め公表する仕組みの必要性</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1 導入 目的	<p>(ア) オークションを導入するのであれば、諸外国の導入事例(成功、失敗の双方)を広く参考にし、ユーザ(消費者)の利益や電気通信市場の発展に繋がるものとなる視点が必要であり、我が国にとって最適な導入目的となるよう検討されることを強く希望します。</p> <p>(イ) 仮に導入後に成果が十分得られないこととなれば、多額のオークションコストは不必要な負担を課すこととなり、電気通信の健全な発展を阻害するばかりでなく、産業界の損失にもなりかねません。このため、導入目的の明確化に加えて、導入効果をシミュレーション等によって十分検証していただくことを希望します。</p> <p><b>【電波の経済的価値を反映した負担を求めることによる電波の能率的な利用】</b></p> <p>これまで、携帯電話サービスは、新技術を順次取り入れ電波の能率的な利用を図るとともに、廉価な通信料金で新サービスを開拓しユーザの利便性を高めてきました。また、携帯電話の普及は、通信サービスに留まらず、周辺産業の創造や発展を促し、現在では関連産業全体の経済効果に大きく寄与しています。このことから、オークション制度が移動通信事業者に過大な負担を求めることになることのないよう検討いただきたい。</p> <p><b>【国民共有の財産を国民全体のために活用】</b></p> <p>論点3「収入の使途」と合わせた検討が必要と考えられ、オークションの目的を電波利用の対価とするのであれば、国民の受益と負担の考え方から、国民共有の財産で得られたオークションによる収入については、少なくとも電波利用環境の維持・向上のために活用していくことが適当と考えます。</p>

2 払込金の法的性格	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点3「収入の使途」、論点7「電波利用料制度との関係」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) また、払込金の会計処理について、論点5「制度設計 (2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか ⑧落札者における払込金の会計処理方法」と合わせて検討が必要と考えます。</p>
3 収入の使途	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点7「電波利用料制度との関係」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 現行の電波利用料の使途と同等とすることが適当と考えます。特に公共性を有する通信および放送の一層の基盤整備の推進やその設備を社会的要請に基づき早急に強化する(事業性が低く公共性の高い場合等)ための使途とすることは、広く国民の利益に繋がり理解が得られるものと考えます。</p>
4 対象範囲	<p>(ア) オークションの収入(負担)とその使途との公平性の観点で考慮する必要があると考えます。論点1「導入目的」、論点2「払込金の法的性格」、論点3「収入の使途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 免許の有効期間の度にオークションを適用することは、事業の継続性のみならず、安定したサービスの提供や公共性の維持を阻害する要因にもなりかねないため、再免許の無線局を対象としないことが適当と考えます。</p> <p>(ウ) 対象とする無線局は、オークション制度の適用を前提としたシステムに限定することが適当と考えます。</p>
5 制度設計	<p>(1) 以下のような懸念事項を解決するためにどのような方策をとるべきか</p> <p><b>【①落札額が高騰しないか】</b></p> <p>入札額の高騰は新たなコスト負担が発生し、設備投資の抑制につながる可能性があります。この結果、サービスの低下ばかりでなく、新技術の導入を遅らせ関連産業の発展を鈍らせる等の懸念が挙げられます。海外での事例等も踏まえて、携帯電話関連産業全体への影響について検討が必要と考えます。</p> <p><b>【②公正な競争が歪められないか】</b></p> <p>料金、サービス等において、事業者間の競争状態はユーザにとって非常に重要なものであり、これを確保するために、特定企業による獲得周波数幅に限度を設ける等、公正競争を確保することが必要と考えます。</p> <p>(2) 具体的な実施方法をどのようにすべきか</p> <p><b>【①オークション参加資格】</b></p>

		<p>(ア) オークション制度であっても事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等、基本的な要件を満たす者を参加資格とすることが、早期にかつ確実に国民の利便性につながると考えます。</p> <p>(イ) 入札の参加資格を審査する仕組みを設けることについて、検討されることを希望します。</p> <p><b>【②入札すべき内容】</b> 入札すべき内容は、払込金の絶対額とすることが適当と考えます。</p> <p><b>【③最低落札価格の設定の是非、設定方法】</b> 論点1「導入目的」、論点3「収入の用途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p><b>【④ 入札方法、入札状況の公表方法等】</b> 電子入札システムの開発が伴う場合、高い信頼性やセキュリティ等が要求されることが想定され、これらの構築・維持コストと将来実施されるオークションの頻度等、費用対効果の観点で検討が必要と考えます。</p> <p><b>【⑤一定のエリアカバー率の義務付け】</b> 大都市部等に偏ったサービスとならないように、エリアカバー率の義務付けは必要と考えます。</p> <p><b>【⑥ネットワークの他事業者への開放の義務付け】</b> 現行の MVNO ガイドラインを適用することが適当と考えますが、オークションの導入に伴い、MNO と MVNO の権利、義務等の観点で、ガイドライン見直しの可否について検討が必要と考えます。</p> <p><b>【⑧落札者における払込金の会計処理方法】</b> 論点2「払込金の法的性格」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p><b>【⑨談合等不正行為の防止方法】</b> 例えば、落札の取り消しや一定期間の入札資格の停止等、オークション制度のなかで罰則を設けることで措置可能と考えます。</p>
6	二次取引	<p>(ア) 単なる投機目的での落札を防止するため、転売について規制を設けることが必要と考えます。</p> <p>(イ) オークション制度化の免許の承継の仕組みについては、検討が必要と考えます。</p> <p>(ウ) 転売以外の二次取引に電波の二次利用(また貸し)についての検討が必要と考えます。</p>
7	電波	<p>(ア) 論点1「導入目的」、論点2「払込金の法的性格」、論点3「収入</p>

	<p>利用料との関係</p>	<p>の用途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 現行の電波利用料の性格を踏まえながら、オークションを適用した無線局の電波利用料の負担をどうするかについて、慎重な検討が必要と考えます。</p>
	<p>8 免許制度との関係</p>	<p><b>【①オークションと免許制度の関係の整理】</b></p> <p>現行の比較審査制度では、開設計画の認定期間中、当該事業計画が排他的に実行できる仕組みとなっています。長期的な設備投資が伴い事業の継続性が求められる携帯電話事業にあっては、オークション制度で得られる権利と免許制度の関係の明確化が必要と考えます。</p> <p><b>【②免許の有効期間の見直し】</b></p> <p>オークションで得られる事業計画の認定期間と免許の有効期間は必ずしも一致させる必要はないと考えますが、免許手続きの簡素化を行う等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ア) 論点8-①「オークションと免許制度の関係の整理」と合わせて、また、特定基地局の開設計画の認定期間の仕組みを踏まえた検討が必要と考えます。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>オークションの対象とする周波数ブロックの決定にあたっては、国際的なブロードバンド化の動きにも対応し、より高速なブロードバンド環境を推進するためにも、ある程度の周波数幅を確保することが重要であり、導入の目的の論点と合わせた検討が必要と考えます。</p>	